

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 消費税及び地方消費税決定取消等請求上告提起事件
国側当事者・国(住吉税務署長)

平成25年1月11日却下・特別抗告

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年4月19日判決、本資料262号-82・順号11932)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年10月17日判決、本資料262号-222・順号12072)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
上記代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	住吉税務署長 弘田 六助

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は、上告人の負担とする。

理 由

- 1 行政事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民事訴訟法(以下「民訴法」という。)312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告状及び民事訴訟規則194条所定の上告理由書提出期間内に提出された上告理由書には、民訴法312条1項又は2項に規定する事由の記載がないから、本件上告は不適法である。

したがって、本件上告は、民訴法316条1項1号により、却下を免れない。

- 2 よって、主文のとおり決定する。

平成25年1月11日

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 田中 澄夫

裁判官 大西 忠重

裁判官 龍見 昇